

議案第2号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成17年12月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表教育庁島尻教育事務所の項中「東風平町字東風平920番地の1」を「八重瀬町字東風平920番地の1」に、「東風平、具志頭、玉城、知念、佐敷、与那原、大里」を「八重瀬、南城、与那原」に改める。

第33条に次の1号を加える。

(11)新沖縄県史編集委員会

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第33条に1号を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

概 要 説 明

総 務 課

1 改正の理由

- (1) 島尻郡八重瀬町の設置及び南城市の設置に伴う改正
- (2) 新沖縄県史編集委員会を教育委員会に属する附属機関に設置したことに伴う改正

2 改正案の概要

- (1) 第13条第2項の表中島尻教育事務所の位置を「東風平町字東風平920番地の1」から「八重瀬町字東風平920番地の1」に、所管区域を「東風平、具志頭、玉城、知念、佐敷、与那原、大里」から「八重瀬、南城、与那原」に改める。
- (2) 第33条に(11)新沖縄県史編集委員会を加える。

3 添付資料

- (1) 新旧対象表
- (2) 新沖縄県史編集委員会設置条例

沖 縄 県 教 育 庁 組 織 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 案

現 行

(教育事務所)
第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。
 2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 地 域
教育庁 島尻教育事務所	八重瀬町字東風 平920番地の1	豊見城、糸満、八重瀬、南城、与那原、南風原、渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜の各市町村

(附属機関)
第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。
 (1) 沖縄県産業教育審議会

- 中略
- (10) 沖縄県生涯学習審議会
 (11) 新沖縄県史編集委員会

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

(教育事務所)
第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。
 2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 地 域
教育庁 島尻教育事務所	東風平町字東風 平920番地の1	豊見城、糸満、東風平、具志頭、玉城、知念、佐敷、与那原、大里、南風原、渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜の各市町村

(附属機関)
第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。
 (1) 沖縄県産業教育審議会

- 中略
- (10) 沖縄県生涯学習審議会

新沖縄県史編集委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新沖縄県史編集委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任する事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 新沖縄県史の編集方針及び発行計画に関すること。
- (2) 史料の調査及び収集の計画に関すること。
- (3) その他新沖縄県史の編集に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に新沖縄県史の編集分野ごとに専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、5人以内の専門部会委員で組織する。

3 専門部会委員は、委員並びに当該専門の事項に関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 専門部会に部会長を置き、委員をもって充てる。

5 専門部会委員（委員のうちから委嘱された専門部会委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育庁において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

平成17年11月22日提出

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

理 由

新沖縄県史編集委員会を附属機関として設置するため、条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。